

3

保存管理計画

① 個別構成要素に係る保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況

1) 本資産は、宇治茶の生産に係る栽培、製造に関わる土地利用と施設、そして技術革新が重ねられてきた歴史の変遷を示す構成要素が全て含まれているとともに、それらの構成要素が相互に関係を有しながら現在まで続いている文化的景観である。

このことから、保存管理計画については、文化財保護法による重要文化的景観の保存計画策定を基本とし、地域政策を効果的に組み合わせながら、景観と生業の両面から保存管理を図る。

現在、個別構成資産には、重要文化的景観選定1件が含まれる。重要文化的景観の未選定の構成資産については、図「文化的景観・景観計画区域(案)」をベースとして、条件の整ったものから順次選定に向けた手続きを進めていく方針である。

保存管理計画の策定にあたっては、関係市町村と一般的に取り組むこととし、文化庁および宇治茶の文化的景観アドバイザーボードによる専門的見地からの助言・指導を受けることとする。

●地域の景観保全の取組状況

- ・重要文化的景観の選定
宇治市(中宇治)、(白川：茶園のみ)
- ・京都府選定文化的景観の選定
和束町 「和束町の宇治茶の茶畑景観」(平成20年3月21日選定)
南山城村 「南山城村の宇治茶生産景観一山なりの茶畑と山裾の農家」(平成27年3月24日選定)
- ・京都府景観資産登録
和束町 「宇治茶の郷 和束の茶畑」NPO 法人わづか有機栽培茶業研究会(平成20年1月24日登録)
南山城村 「宇治茶の主産地・南山城村～大空へ向かって駆け上がる茶畑景観～」南山城村茶業振興対策協議会(平成27年1月22日登録)
八幡市 「高品質てん茶の産地・八幡市～流れ橋周辺に広がる浜茶の景観～」JA 京都やましろ都々城茶生産組合(平成27年1月22日登録)

城陽市 「浜茶と竹林の景観・城陽市上津屋～木津川の恵みがもたらす宇治てん茶～」城陽市茶生産組合(平成27年6月12日登録)

京田辺市 「玉露の郷・京田辺飯岡～丘陵地に広がる覆下茶園と集落の景観～」京田辺市飯岡区(平成27年6月12日登録)

宇治田原町 「緑茶のふるさと・宇治田原湯屋谷～永谷宗円生家と茶園景観～」宇治田原町湯屋谷区(平成27年6月12日登録)

●日本遺産の認定

「日本茶800年の歴史散歩」(平成27年4月認定)
(宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、宇治田原町、和束町、南山城村)

京都・南山城地域における「抹茶」「煎茶」「玉露」を生み出した技術革新や茶道をはじめとした喫茶文化の展開をリードしてきた歴史ストーリーが、文化庁により認定された。ストーリーを語る上で不可欠な有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

●お茶の京都構想の推進(目標年次：平成29年度)

地域資源を生かし交流を促進することで京都全体の活力をつくっていく地域構想の一つ。山城地域を対象として、日本茶文化を創造し、全国に普及させてきた宇治茶やその生産景観の価値を再認識し、さらに磨きをかけ、世界に向けて発信することにより、多くの人が訪れる大交流圏を創出し、日本の茶文化の一大拠点にすることを目的とする。

- (1) 宇治茶の価値の再発見、景観やお茶文化の維持・継承
- (2) お茶の文化・魅力を発信する交流エリアの創出、ネットワーク化
- (3) お茶産業のイノベーション創出
- (4) お茶の文化・魅力の効果的なプロモーション・観光誘客の推進

2) 宇治茶に関連のある大学研究者や茶業関係者、企業、NPOなど多彩なメンバーが宇治茶世界文化遺産登録推進プラットフォームに結集して、日本茶のふるさと「宇治茶生産の景観」の維持・活用戦略（平成26年作成）に基づく取組を実施する。

- 1 日本茶のふるさと「宇治茶生産の景観」を維持するための戦略
- 2 世界文化遺産を目指すための「宇治茶のブランド価値発信」戦略
- 3 宇治茶生産の景観と宇治茶ファンを結ぶ「感動と共感の場づくり」戦略

今後、茶農家の営農活動が維持され、結果として、文化的な景観も保全されるよう振興策を多方面から

実施していく。

- シンポジウムの開催
 - ・平成25年10月19日、平成26年12月7日、平成27年12月5日
- 宇治茶文化講座の開催
 - ・平成26年11月～平成27年1月に4回
 - ・平成27年1月24日に特別講座
 - ・平成27年9月～平成28年1月に6回
- 「宇治茶生産の景観」魅力案内人養成講座の開催
 - ・平成26年10月21日、28日
- 景観を生かした旅を考えるワークショップの開催
 - ・平成27年2月4日、16日、3月3日

② 資産全体の包括的な保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況

本資産は、資産の範囲が広域で複数の自治体に展開していることから、今後、文化庁の指導、助言を得ながら、宇治茶の文化的景観広域調整会議等で関係市町村等が緊密に連携して、以下の点についてまとめた包括的な保存管理計画の策定を行う。

なお、同計画の策定に当たっては、既に設置している宇治茶の文化的景観アドバイザリーボードによる専門的見地からの助言・指導を受けることとする。

- 1 文化的景観の位置及び範囲
- 2 文化的景観の保存修景に関する基本方針

- 3 文化的景観の保存修景に配慮した土地利用等に関する事項
- 4 文化的景観を保存修景するために必要な体制に関する事項等

- 宇治茶の文化的景観広域調整会議の開催
 - ・平成25年11月19日
 - ・平成26年5月29日、11月27日
 - ・平成27年2月27日、11月9日
 - ・平成28年2月3日

③ 資産と一体をなす周辺環境の範囲、それに係る保全措置の概要、又は措置に関する検討状況

本資産における資産と一体をなす周辺環境の範囲及び保全措置については、個別構成要素ごとにそれぞれの特徴、整備状況及び周辺環境等に応じて適切に対応することが必要である。そこで、景観法に基づく景観計画の策定や景観条例等の制定において、資産と一体をなす周辺環境について積極的な保全措置を図るものとする。

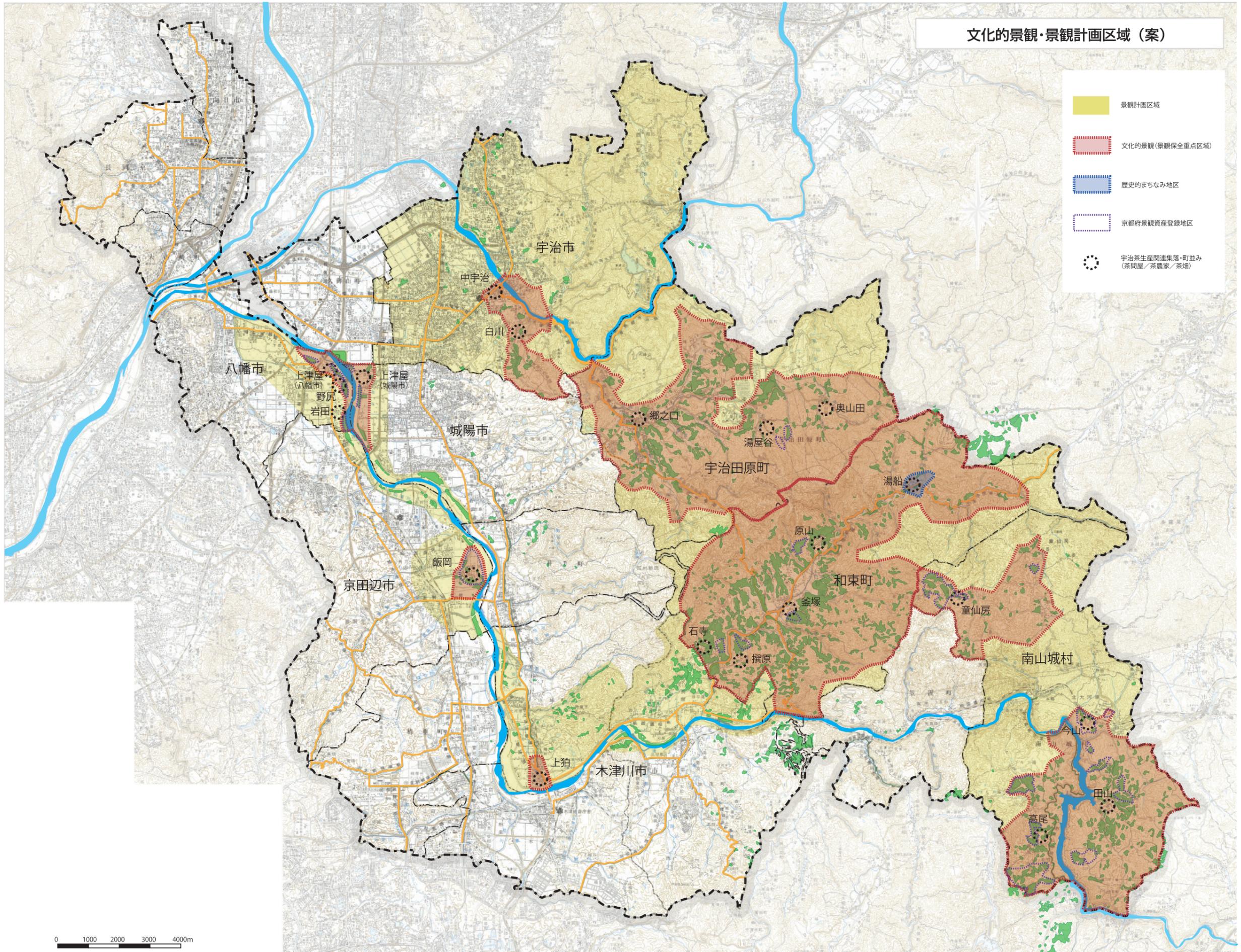
具体的には、重要文化的景観の未選定の関係市町村については、条件の整ったものから景観法に基づく景観計画等の手続きについて順次進めていく方針である。

また、構成資産の保護に係る周辺環境保全の重要性について、住民の認識を得ることを目的に、「宇治茶の文化的景観」の顕著な普遍的価値を理解するためのワークショップ等の啓発活動を積極的に実施する。

- 景観行政団体
 - 宇治市、和束町、南山城村
- 景観計画策定
 - 宇治市
- 景観をテーマとしたワークショップの開催
 - ・平成26年7月～平成27年11月まで5回
 - ・平成28年1月23日

文化的景観・景観計画区域（案）

- 景観計画区域
- 文化的景観(景観保全重点区域)
- 歴史的まちなみ地区
- 京都府景観資産登録地区
- 宇治茶生産関連集落・町並み
(茶問屋/茶農家/茶畑)



0 1000 2000 3000 4000m

4

世界遺産の登録基準への該当性

① 資産の適用種別及び世界文化遺産の登録基準の番号

適用種別 遺跡(文化的景観)

該当する登録基準 (iii)、(iv)、(v)、(vi)

評価基準(iii) 文化的伝統や文明の存在を伝承する証拠で希有な存在

緑茶が中国から日本に伝えられて以降、京都府南部の山城地域では栽培・製法・加工において独自の工夫をこらし、緑茶を進化させてきた。当地域では、「抹茶」、「玉露」、「煎茶」といった多様な茶種の生産が行われており、それらの栽培法や加工法を反映した多様な茶園と茶生産に適合した施設を含む集落や地の利を活かした茶問屋の町並みを見ることができる。

本資産は、「緑茶生産の伝統と革新の歴史」を最も良く表しており、緑茶として独自の発展をとげた生産の歴史とそれに関わる多様な喫茶文化を物語る上で、他に例を見ない重要な遺産である。

評価基準(iv) 歴史上の重要な段階を物語る景観の類型

京都府南部の山城地域では、茶の湯に使用される「抹茶」、今日広く飲まれている「煎茶」、高級茶として世界的に知られる「玉露」の生産法が開発され、その技術は当地域から日本各地へ広がり、現代の日本における緑茶製法の主流となっている。

本資産は、比較的小規模ながら、「抹茶」、「煎茶」、「玉露」の栽培に対応した覆下茶園や山なり開墾と呼ばれる独特な露地茶園などの茶園と茶生産に適合した施設を含む集落の集合であり、「緑茶生産の歴史上の重要な段階を物語る景観の類型」を最も良く表している。

評価基準(v) ある文化を特徴づける土地利用形態の見本

京都府南部の山城地域では、栽培・製法・加工という緑茶生産技術の革新の歴史が繰り返され、その結果、茶の生産地は平地のみならず丘陵や傾斜地、河川敷にも広がった。

本資産は、多様な土地を利用した茶園と茶生産に適合した施設を含む集落、水運利用など地の利を活かした茶問屋の町並みなど気候や地形・地質といった自然条件及び茶生産のイノベーションと販路拡大の歴史的展開に対応して形成された「緑茶生産を特徴づける土地利用」を良く示している。

評価基準(vi) 人類の歴史上の顕著な普遍的意義を有する出来事や伝統、思想、信仰、芸術との関連

約500年前にはじまり京都を中心に展開された「茶の湯」は、今日、日本を代表する伝統文化として国際的にも広く知られ、「顕著な普遍的意義を有する伝統、思想、芸術」に該当する。茶の湯で飲用される「抹茶」は、16世紀後期から19世紀後期まで宇治茶師のみ生産が認められ、茶の湯を大成した千利休も宇治で生産された「抹茶」を第一とするなど、「茶の湯」を支え、「茶の湯」は宇治で生産された抹茶を支えるなど密接にかかわり合いながら発展してきた。今日でも、茶の湯に使用される「抹茶」のほとんどは京都府南部の山城地域で生産されている。

また、山城地域は、「煎茶」「玉露」の中心的生产地として「煎茶道」を支え続け、その一方、煎茶は、急須で茶を淹れるという「日常生活に根付いた喫茶文化」を発信し、一般に広めた結果、家庭や職場、そして日本国内においてどこでも飲むことができる「暮らしのなかの飲み物」となるなど、国民諸階層を対象とした喫茶文化の形成に大きく寄与している。

② 真実性／完全性の証明

京都府南部の山城地域に残されている宇治茶生産の景観は、良好に現存する。また、様々な時代の文書や絵図など多数の典拠となる資料によって、蒸製の緑茶である日本茶の生産技術の価値や変遷を証明することができる。周辺環境とともに資産の真実性は極めて良好に保存されている。

また、本資産は、宇治茶生産の景観の「顕著な普遍的価値」(Outstanding Universal Value)を表象する適切な範囲を有している。その範囲内に、宇治茶生産の栽培、

加工、流通に関わる土地利用と施設、そして開発、改良が重ねられてきた宇治茶生産の歴史的変遷と多様な様相を示す構成要素が全て含まれているとともに、それらの構成要素が相互に関係を有しながら現在に至るまで生き続けており、資産の完全性が保たれている。現時点においては、構成要素の大半は未指定の文化財であるが、今後の指定、選定により、この完全性が担保できるよう適切な措置を講ずる。

③ 類似遺産との比較

1. 嗜好飲料類生産に関わる資産との比較(平成28年1月時点)

世界遺産一覧表に記載されている物件のうち、嗜好飲料類生産に関わるものは12件あり、すべてが文化遺産の文化的景観として登録されている。ただし、それらはブドウ/ワイン、コーヒー、リュウゼツラン/テキーラに関係するものであり、茶に焦点を当てたものはない。

No.	国名	登録名称	登録年	生産物	登録基準	面積		備考
						資産	緩衝地帯	
1	イタリア共和国	ピエモンテの葡萄畑景観： ランゲ・ロエロ・モンフェッラート	2014	ブドウ /ワイン	(iii)(v)	10,789	76,249	コアゾーンは 6地区。
2	キューバ共和国	キューバ南東部の コーヒー農園発祥地の景観	2000	コーヒー	(iii)(iv)	81,475		コアゾーンは 7地区。
3	コロンビア共和国	コロンビアコーヒー産地の 文化的景観	2011	コーヒー	(v)(vi)	141,120	207,000	
4	スイス連邦	ラヴォー地区の葡萄畑	2007	ブドウ /ワイン	(iii)(iv) (v)	898	1,408	
5	パレスチナ自治政府	パレスチナ：オリーブとワインの地 ーエルサレム南部のバティールの文化的景観	2014	ブドウ /ワイン	(iv)(v)	349	624	コアゾーンは 2地区。
6	ハンガリー	トカイワイン産地の歴史的 文化的景観	2002	ブドウ /ワイン	(iii)(v)	13,255	74,879	
7		サン・テミリオン地域	1999	ブドウ /ワイン	(iii)(iv)	7,847	5,101	
8	フランス共和国	ブルゴーニュのブドウ畑の クリマ	2015	ブドウ /ワイン	(iii)(v)	13,219	50,011	コアゾーンは 2地区。
9		シャンパーニュの丘陵、 メゾンとカーヴ	2015	ブドウ /ワイン	(iii)(iv) (vi)	1,102	4,230	コアゾーンは 5地区。
10	ポルトガル共和国	アルト・ドウロ・ワイン 生産地域	2001	ブドウ /ワイン	(iii)(iv) (v)	24,600	225,400	
11		ピーコ島のブドウ園文化の 景観	2004	ブドウ /ワイン	(iii)(v)	987	1,924	コアゾーンは 2地区。
12	メキシコ合衆国	リュウゼツラン景観と古代 テキーラ産業施設群	2006	リュウゼツラン /テキーラ	(ii)(iv) (v)(vi)	35,019	51,261	

2. ワイン生産関連の文化的景観(フランス三地域)の特徴と保全の仕組み

ワイン生産に関わる三地域の文化的景観は、ワイン生産の歴史性に加えて、生産・醸造・流通のシステムとそれが作りだした独特の土地利用や景観の価値が高く評価されている。「宇治茶の生産景観」においても、茶生産の歴史性や土地利用・景観の固有性に対する高い評価が期待できる。三地域では、文化財保護制度のほか原産地呼称制度(AOC)による景観の保護や、市民憲章による自主的なルールづくりなど、資産である景観の保全・管理体制の充実が図られてきた(一部はその構築途上)。宇治茶の生産景観についても今後、適切な措置を講じる必要がある。

登録名称	サン・テミリオン地域	シャンパーニュの丘陵、メゾンとカーヴ	ブルゴーニュのブドウ畑のクリマ
資産の特徴	登録名称のJurisdictionは12世紀に遡る管轄権をもつ地域区分である。中世以来のワイン用葡萄栽培及び景観の持続が評価された。	シャンパンの製造に関わる丘陵群、メゾン ¹⁾ 、地下貯蔵庫群による農工業システムが生んだ独特の景観が評価された。この景観は葡萄栽培・醸造・販売にかかわる技術的・社会的革新の発展過程を示す。	クリマ ²⁾ とは歴史的につくられた葡萄畑の土地の区画を指し、1247のクリマとそれを作ったシステムが評価された。ワインの生産・流通を支えた村々とクリマのシステムを政治的に支えたディジョンの街からなる。
原産地呼称制度(AOC ³⁾ 及び格付け	サンテミリオンとサンテミリオン・グランクリュの2つのAOCがある。後者はシャトー単位の格付け(特級18, 一級64)	3つのAOC(主にシャンパーニュAOCであり、村名や畑名は存在せず)がある。村単位の格付け(特級17村, 1級44村)	100のAOC(特級畑名33, 村名44, 地域名23)がある。畑名・村名のうち1級畑を格付け(640のクリマ)
景観保全制度 ⁴⁾ と市民憲章	マルロー法SS地区(中心市街地), コアゾーン全域のZPPAUP(8のコミューン) +文化財憲章(2001年)	歴史的建造物500m景観制御, ZPPAUP(エペルネー), 景勝地(レイナル), 自然公園 +景観憲章(2011年)	マルロー法SS地区(ディジョン), 歴史的建造物500m景観制御, ZPPAUP(サンロマン), 景勝地(ポーヌ南部) +領域憲章(2011年)

【詳説】

1) メゾン

葡萄栽培農家から葡萄を買い自社で醸造、もしくは他の造り手が造ったワインを買い自社で調合してワインやシャンパンを販売する業者をいう。多様な立地や変化のある気候のなかで、実り方に差の大きい葡萄畑から、適切に葡萄を選別し組み合わせることは重要な作業であった。このシャンパンの生産におけるメゾンの役割は、宇治茶の生産における茶商のそれと類似する点が認められる。

2) クリマ

ブルゴーニュにおいては、貴族や教会によってワインの品質管理のための葡萄畑の区画分割が行われてきた。葡萄畑の土地の区画を指すクリマという言葉は16世紀には使用されていた。これは葡萄畑の立地の違いが味の違いをもたらすと考えられたためである。その違いをもたらすのは、土壌のほか、降雨量、風通し、水はけ、海拔標高、日照、気温などの「微気象」である。この点で、土壌や微気象の違いを利用して多様な土地利用形態を生み出している宇治茶の生産景観と類似する点が認められる。

3) 原産地呼称制度(AOC)

生産者の合意を基礎とし、生産者、地域の専門家及び行政が一体となってワインの品質と特質に係る生産条件を定め、統制・管理する制度である。AOC呼称ごとに産地区画、ブドウの品種、上限単収、最低アルコール度、ブドウの栽培方法などの生産の条件を定め、これに従ったワインのみがAOC呼称を名乗ることができる。AOC法(1935年制定)により運用され、フランスの原産地呼称委員会(INAO)が管理する。

4) 景観保全制度

- ・歴史的建造物 500m 景観制御
歴史的建造物の半径500m内において、その建造物とともに見えるあらゆる建物と土地利用(駐車場や樹木の伐採なども含む)を景観規制の対象とする制度であり、開発審査はフランス建造物監視官(ABF)によって行われる。
- ・ZPPAUP(建築的・都市的・景観的文化遺産保存区域)
歴史的建造物500m景観制御におきかわるものである。規制対象は外観のみ、税制優遇や修復の補助金がある、市町村が主導して作成する、範囲を柔軟に設定できる、などの特徴がある。AVAP(建築・景観活用区域)は近年これをさらに展開した制度である。
- ・マルロー法の保全地区(SS地区)
建物内部の保存・修復も含め、現状の空間を変えるあらゆる行為が対象となる。
- ・景勝地
1930年法によるもので、開発審査はABFが行い、基本的に建設・改変・取り壊しは許可されない。
- ・屋外広告物規制(1979年法)
全ての自治体に自動的に適用される。農村部の広告物は禁止されており、その規制の運用も逡巡的に行われる。

現地での関係者ヒアリング調査(2015年9月)の様子

(サン・テミリオン)



(シャンパーニュ)



現地の風景(2015年9月)

(サン・テミリオン)



(シャンパーニュ)



3. 茶畑等が存在する世界遺産や暫定一覧表登録資産との比較

中国の世界遺産のなかには茶園が世界遺産範囲内に存在するものが数件あるが、世界遺産の価値を構成するものではなく、茶園をテーマとしているものは暫定一覧表に掲載されているプーアル茶の茶園のみである。これらはもっとも古い歴史をもっている蒸製の緑茶に焦点を当てたものではない。また、中国においても喫茶や茶芸といった茶文化が発展したが、日本で発展し、今日世界的に広く知られている「茶の湯」文化との関連を強く示すものはない。

名称	茶畑の概要
<p>黄山 中国：1990年登録、複合遺産</p> <p>毛峰茶 緑茶(釜炒)</p>	<p>安徽省と浙江省の境に位置する山系である黄山(1,864m)では、宋代から緑茶の毛峰茶が生産され、清代に皇帝への貢茶となった。</p> <p>世界遺産の価値を構成するものではないが、当時の茶畑が松谷庵(標高1,200m)などにわずかに残っている。</p> <p>現在の主生産地は山麓部の丘陵地(標高300m)で約1,200平方キロの茶園が広がる。黄山市から30キロほど離れた雄村に茶農家が集中する。</p>
<p>廬山国立公園 中国：1996年登録、文化的景観</p> <p>廬山雲霧茶「廬山雲霧茶の茶園」 緑茶(釜炒)</p>	<p>江西省北部の山岳地で生産される緑茶の茶園。世界遺産の価値を構成するものではない。</p>
<p>武夷山 中国：1999年登録、複合遺産</p> <p>武夷岩茶「武夷岩茶の茶園、古木」 青茶(烏龍茶)</p>	<p>福建省。世界遺産の価値を構成するものではない。</p> <p>唐代から皇帝に献上する固形緑茶が作られ、1301年には皇帝直轄の御茶園が造られた。16世紀まで皇帝に供する茶の生産が行われた。明代末に「烏龍茶」の製法が考案され、一部ヨーロッパに輸出されたものが輸送途中に発酵して紅茶となった。</p> <p>岩肌に生える明代の茶樹が残っており、管理人を常駐し保護している。</p> <p>現在残る施設の大部分が17世紀以降に再建されたもので、当時を伝える要素は断片的に残っているのみ。</p> <p>品質を保つため、茶摘みが年1回に制限されている。</p>
<p>西湖と杭州の文化的景観 中国：2011年登録、文化的景観</p> <p>龍井茶「龍井茶の茶園」 緑茶(釜炒)</p>	<p>浙江省の大都市杭州市(宋西が留学していた南宋の都臨安)にある西湖湖岸の山麓(標高400m程度)に広がる茶園と茶農家集落。中国緑茶の最高峰といわれる龍井茶の産地(約240ha)である。杭州は、中国でも茶館の数が多いことで知られ、西湖を眺めながら中国茶をたのしむ文化が残っており、中国唯一の茶に関する総合博物館である中国茶葉博物館がある。</p> <p>世界遺産の構成要素として推薦されたが、イコモスが西湖の世界文化遺産推薦のストーリーとの関連が薄いと判断したため、世界遺産の構成要素とはならなかった。</p>
<p>普洱の古茶園 中国：2013年暫定一覧表登録</p> <p>普洱茶 黒茶</p>	<p>雲南省の森林地帯(標高1,250m～1,550m)に分布する1800年間の歴史を有する古茶園。樹齢1400年のものを含む、平均樹齢200年のチャノキが113万本残っている。森林の中の茶園と集落が独特の景観を形成している。また、「茶祖」や「茶精の木」に対する信仰、儀礼が残っている。</p>

4. 国内の類似資産との比較

日本茶の発展は、宇治茶を源流とするものであり、覆下栽培や宇治製法(青製煎茶製法)といった現在の日本茶に不可欠な技術は宇治から全国へと広がり現在に至っている。京都府南部の山城地域は、「抹茶」、「煎茶」、「玉露」の栽培に対応した異なる茶園景観の集合している点において、茶生産の景観を最も良く表している。

荒茶生産量

単位：t

		京都	静岡	愛知	三重	福岡	鹿児島
明治16年	玉露	82.2	1.5	3.2	2.3	9.4	—
	てん茶(抹茶)	12.9	0.2	0.1	—	—	—
	普通煎茶	1,143.3	2,302.1	128.0	1,536.3	16.1	435.5

出典：茶業累年統計表(農林水産省)を元に作成

単位：t

		京都	静岡	愛知	三重	福岡	鹿児島
平成24年	玉露	143	10	0	5	87	—
	かぶせ茶	191	180	10	1,585	344	206
	てん茶(抹茶)	813	—	478	10	33	—
	煎茶	919	24,000	143	3,500	1,833	17,500

出典：茶関係資料(公益社団法人日本茶業中央会)を元に作成

主要覆下茶園地の比較

	京都府南部 (碾茶・玉露)	西尾 (碾茶)	岡部 (玉露)	八女(旧星野村) (玉露)
茶についての導入伝承	13C・明恵上人	13C・聖一国師	13C・聖一国師(静岡茶)	15C・周瑞禅師
覆下栽培の開始	16C	19-20C※1	19C※2	20C※3
伝統的な被覆形態	よしず・菰	よしず・菰	菰	よしず・菰
現在の園地の立地	氾濫原・谷浴い	氾濫原	谷浴い	谷浴い
集落と園地の関係	隣接	隣接	隣接	隣接
茶工場(荒茶)の伝統的単位	各戸	集落	各戸	集落
仕上げ茶の主要場所	宇治	宇治→西尾	宇治・藤枝	八女(福岡)

- ※1 紅樹院の住職、足立順道(明治5～20頃に在職)が宇治から茶の種を運んだことが西尾での茶生産の直接的契機とされる。順道の茶の導入を顕彰した「頌徳碑」(大正2年)がある。抹茶を本格的に導入したのは頌徳碑建立メンバーでもある杉田鶴吉ら。
- ※2 明治20年農商務大臣黒田清隆名で故阪本藤吉が追賞を受ける。その内容は「夙ニ製茶ノ改良ニ意ヲ用ヒ天保年間私費ヲ擲チ山城国宇治郷ヨリ教師ヲ傭聘シ同業者ヲ誘導シテ裁製ノ法ヲ傳フ駿遠二州ニ今日製茶法アルハ藤吉ノ力多シトナス」というもの。近代に入り、輸出茶のなかに「バスケットファイヤー」と呼ばれる高級茶があり、これが玉露と目されている。
- ※3 明治37年に本星野の末崎喜市が玉露の試製をしたのがこの地方の玉露の嚆矢(『星野村史 産業編』)。大正6年に本星野の末崎喜市・高木賢之、田の原の田中忠太などが宇治の茶産地を視察しており、このころから星野村での玉露生産が盛んになる。機械生茶工場は大正11年に静岡県人(河村某)によって設置。



西尾



藤枝



八女

5. 中国と日本の茶の技術将来

(1) 中国における茶の変遷

時代	用途	茶の種類	淹れ方
春秋前期 (~ BC770)	祭礼品		
春秋後期~西漢初期 (BC600 ~ BC200)	野菜・惣菜		
西漢初期~西漢後期 (BC200 ~ BC100)	薬用	固形茶 (抹茶に して使用) 散茶 抹茶	唐 投茶：沸騰水に塩を添加後攪拌してから 茶葉を入れ火を止めて上澄み液を飲む 宋 点茶：茶碗をあたためて茶葉を入れ湯 を入れて攪拌してから飲む
西漢後期~三国 (BC100 ~ AD260)	宮廷・貴族飲料		
西晋~随 (260 ~ 600)	普遍的飲料		
唐、宋 (618 ~ 1271)	一日も欠かすことのできない飲料		
元 (1271 ~ 1368)	宋代の飲み方の継承		
明 (14C ~ 17C)	茶葉を急須で淹れるのが一般化 さまざまな種類の茶の誕生	散茶	泡茶：急須をあたためてから茶葉を入れ抽出 して飲む 功夫茶冲泡茶：急須をあたためてたっぶりの 茶葉を使っていねいに淹れて楽しむ
清 (17C ~ 1911)	輸出品として緑茶→烏龍茶→紅茶と変化 イギリスの影響を強く受けた		

注) 唐代の固形茶：運搬の利便性が高く保存のきく固形の餅茶という緑茶であり、茶葉を蒸してからさまざまな手を加えて固形茶にしていた。

※出典：茶大百科Ⅰ(農山漁村文化協会：2008年3月)

(2) 中国茶の生産法・喫茶法の受容

日本へは、大きく言って過去三度、留学僧や渡来僧、商人等によって中国から茶の生産方法・喫茶方法が伝えられている。

第1回目(800年頃) 唐風喫茶文化	生産法 不揉製 喫茶法 煎茶法(煮茶法)：お茶を煮出して飲む
第2回目(1200年頃) 宋風喫茶文化	生産法 蒸し製で不揉製 喫茶法 点茶法：粉末茶に湯を注いで飲む
第3回目(1654年) 明風喫茶文化	生産法 釜炒りで揉み製 喫茶法 淹茶法：茶を湯に浸してエキスを飲む

(3)日本における茶生産技術革新の展開

現代日本茶の主力茶種「抹茶」「煎茶」「玉露」は、いずれも京都府南部の山城地域で発明された。
日本の産地の中では唯一新しい茶種を作り出した歴史を持つ。

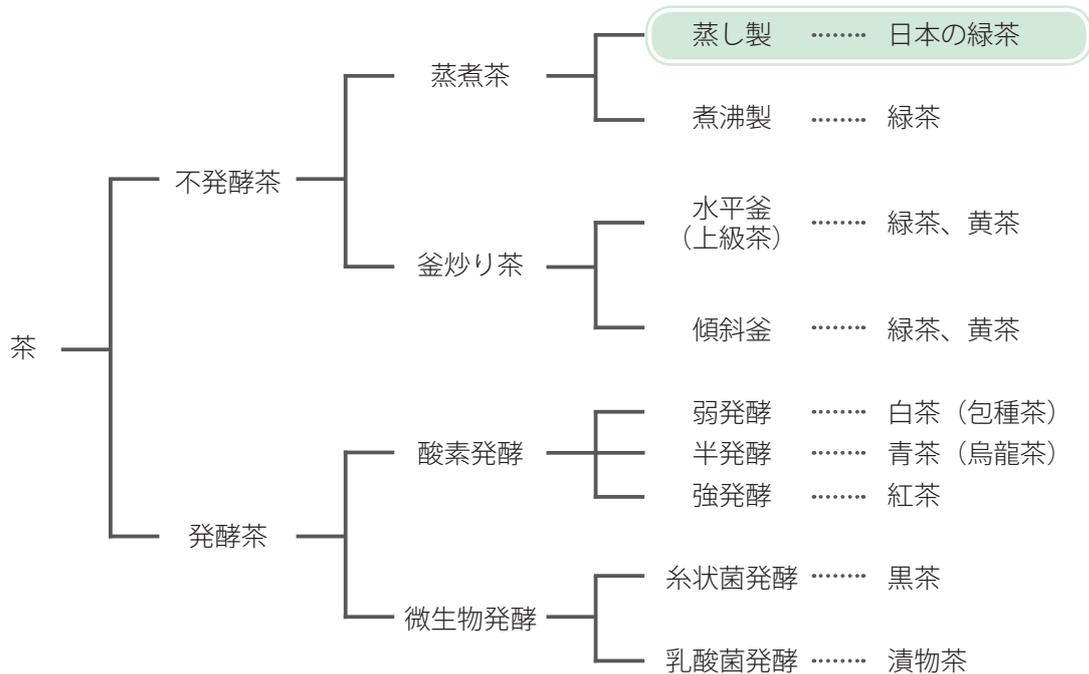
抹茶(1500年代：宇治)	覆下栽培によるてん茶(抹茶の原料)
煎茶(1700年代：宇治田原)	露地栽培+宇治製法(蒸し製-揉みながら乾燥)
玉露(1830年代：宇治)	覆下栽培+宇治製法

(4)世界喫茶文化史における位置

- ・日本は緑茶にかかわる歴史的な生産法や喫茶法を重層的に継承している。
- ・中国は新しい喫茶文化を発明してきたが、基本的に淹茶法以外残っていない。
- ・中国では廃絶している喫茶文化が日本に残る。

生産法(現在)	中国：釜炒り 日本：釜炒り、蒸し製、湯通し
喫茶法(現在)	中国：淹茶法(泡茶法) 日本：煎茶法(煮茶法)、点茶法、淹茶法

(5)発酵の程度による中国茶の分類



※出典：茶大百科 I (農山漁村文化協会：2008年3月)



浙江大学



福清黄檗文化促進会

(6)宇治茶の歴史と発展

時代	山城の歴史		宇治茶の歴史
平安時代 (794年～1185年)	1053 1102 1107	平等院鳳凰堂建立 白川金色院建立 浄瑠璃寺九体阿弥陀堂建立	唐から蒸すなどして不揉製で、煎茶法で飲む茶が伝わる 【お茶を煮出して飲む文化】 815 山城を含む畿内などに茶を植え、これを献上することを命ず 『日本後紀』【お茶が登場する日本最古の記録】 平安京大内裏茶園の茶を宮廷法会「季御読経」で使用
鎌倉時代 (1185年～1333年)	1222 1331	海住山寺磁心、瓶原大井手を開削すると伝える 元弘の乱、笠置寺を焼失する	宋から蒸製で不揉製、点茶法で飲む茶が伝わる 【お茶をお湯にとかして飲む文化】 桐尾で茶の栽培開始 宇治で茶の栽培開始
南北朝時代 (1334年～1392年)			1374 闘茶(茶かぶき)が流行 宇治茶を贈答用に使う 〔「信秋記」【宇治茶の初見史料】〕少なくとも鎌倉時代末期までには宇治で茶の栽培が始まっていることが推定できる
室町時代 (1393年～1573年)	1428 1481 1485	正長の土一揆起こる 一休宗純没する 山城国一揆起こる	1476頃 宇治の茶が桐尾茶とともに天皇や将軍家が愛飲するトップブランド茶となる 「無上」「別儀」という初期ブランド茶が誕生 【宇治茶師が宇治郷を中心として広く分布する茶園を経営し、常によりよい商品を開発】 16世紀初 茶の湯の登場 16世紀後半 宇治七名園の成立 覆下茶園の出現(宇治市) 中宇治に、茶の湯で使用する茶をつくる、宇治茶師の屋敷街が形成される
安土桃山時代 (1573年頃～1603年)	1573 1582	織田信長、宇治横島に足利義昭を降す。室町幕府滅亡 本能寺の変、山崎の合戦	1577 ポルトガル人宣教師・ジョアン・ロドリゲス『日本教会史』において宇治の覆下茶園の様子を記載 1584 豊臣秀吉 宇治郷に対して「禁制」をだし、その特権を認める 1587 豊臣秀吉 京都北野で大茶会を催す 茶の湯の大成(千利休)
江戸初期 (1603年～1691年)	1639 1663	松花堂昭乗没する 隠元、宇治に万福寺を開く	1632 お茶壺道中が制度化される(約250年間、幕末まで続く) 【宇治茶師は、合組とよばれるブレンドを行うなどの創意工夫を凝らし、京都をはじめとする茶人の好みに合わせた茶をつくる】 1654 明から釜炒りで揉み製、淹茶法で飲む茶が伝わる 【お茶をお湯にひたしてエキスを飲む文化】 1690 ドイツ人医師・ケンペル 『日本誌』に宇治茶のことを記載する
江戸中期 (1692年～1779年)	1712	木津川大洪水	1735 売茶翁 京の東山に通仙亭という茶店を設ける 【文人や知識人に煎茶趣味が流行するきっかけ】 1738 宇治製法(青製煎茶製法)を発明(宇治田原町) 江戸で煎茶 大流行 幕末までに、全国に宇治製法が普及する
江戸後期 (1780年～1867年)			茶園造成が行われるなど煎茶の産地が広がる 1835 玉露を開発(宇治市) 覆下栽培が木津川沿いの河川敷や丘陵にも拡大 1859 横浜開港(日本茶輸出が始まる) 木津川沿いの上粕に宇治茶の集散地となる問屋街が形成される 1867 神戸開港 【宇治茶、主要輸出商品として外貨獲得に貢献】 【茶問屋が輸出発信基地】
明治時代 (1868年～1912年)	1870 1876 1901	童仙房開拓はじまる 官営鉄道(現JR)京都大阪開通 木津農学校開校	山なり茶園の開墾(煎茶の生産体制の強化) 女子教育の一環に茶道が取り入れられる 輸入から国内販売に転じたことにより、宇治茶が一般家庭に普及する

日本特有の抹茶の誕生

蒸し製法による煎茶の誕生

玉露の誕生